

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	45.6	36.9	18.9	11.3	10.4	10.3	8.3	2.4	-	-	
料金回収率*	(%)	55.0	53.3	60.0	63.2	62.9	64.2	66.7	69.4	70.2	70.4	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	80.7	82.4	87.3	82.7	81.4	56.7	59.7	58.5	83.9	83.0	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	45.6	36.9	18.9	11.3	10.4	10.3	8.3	2.4	-	-	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	46.4	45.6	47.0	42.3	38.6	37.1	35.1	33.6	32.3	30.8
	うち基準内繰入金	(%)	22.6	21.0	19.2	21.7	22.6	22.5	20.9	20.9	20.0	19.7
	うち基準外繰入金	(%)	23.8	24.6	27.7	20.6	16.0	14.6	14.2	12.7	12.3	11.1
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0	0.5	0.6	0.7	0.7	0.8	1.2	1.2	1.2	1.2
	うち赤字補てん的なもの	(%)	0.4	1.9	10.3	4.6	1.8	0.0	2.3	2.3	2.3	2.3
	資本的収入分	(%)	35.1	37.2	19.3	26.0	28.5	22.2	26.9	25.0	42.2	41.9
	うち基準内繰入金	(%)	6.9	7.3	7.6	6.8	7.0	4.7	5.6	5.8	8.6	8.5
	うち基準外繰入金	(%)	28.2	29.8	11.7	19.1	21.5	17.5	21.3	19.3	33.6	33.5
うち赤字補てん的なもの	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普及率の向上に加えて、水洗化率の向上に取り組むことで有収水量を確保し、使用料の増収を見込んでいる。 ・ 維持管理費の効率化による経費の圧縮により、資本費への使用料算入を上げる。
2 他会計繰入金の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚水に係る公債費に多額の基準外繰入金を投入しているため、公債費への使用料算入率を高めることにより、基準外繰入金の縮減を図る。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道整備計画の見直しを行い、平成24年度としていた整備事業の完了時期を平成28年度まで延長し、単年度の事業費を抑制している。 ・ 廃止した下水道施設の跡地などで未利用地については、順次処分を行っていく。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理費について、直営施設の管理方法を見直し、民間委託等による効果を見込む。また、不明水対策の実施により処理経費を抑制する。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。